

## 道央廃棄物処理組合建設工事請負業者指名小委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成29年2月1日訓令第1号）第3条に定める以外の請負業者の指名等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指名小委員会)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事に関する事項、建設工事及び設計業務等（以下「工事等」という。）を指名競争入札に付する場合の請負業者の指名につき審議するため、建設工事請負業者指名小委員会（以下「指名小委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第3条 指名小委員会は、設計金額が250万円を超えるものから2千万円未満の工事等に係る一般競争入札の入札参加資格要件に関する事項又は請負業者の指名若しくは選定に関することを審議するものとする。

### (組織運営等)

第4条 指名小委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、事務局長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、事務局次長をもって充てる。
- (3) 委員は、総務課長、企画課長、施設課長及び委員長の指名する職員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 指名小委員会は、必要の都度開催する。

### (請負業者の指名)

第5条 請負業者の指名、または選定を行う場合は、道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程第7条の定めるところによる。

(適用除外)

第6条 この要綱は、次の各号に掲げる工事等については適用しない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約による工事等
- (2) 災害の応急工事等で、特に緊急を要する工事

(委員長への委任)

第7条 この要綱の定めによるもののほか、指名小委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。